

令和5年度福島県ロボット関連技術実証等支援補助金募集要領

令和5年7月

公益財団法人

福島イノベーション・コースト構想推進機構

1 募集期間

令和6年2月28日（水）までに行った事業

- ※ 申請書は受理した順に審査します。書類に不備がある場合は受理できません。
- ※ 審査の結果、補助の要件に合致し、適当であると認めた場合、交付を決定します。
- ※ 予算上限に達した場合、募集期間内であっても申請を締め切る場合があります。その際は、ホームページ等で公表します。

2 事業目的

福島県では、新たな産業としてロボット関連産業の振興に取り組んでおり、「ロボット産業革命の地ふくしま」の形成を目指しております。

県内企業がフィールドロボット産業に参入し、製品、技術、サービスの実用化を進めるためには、実際の使用状況に近い環境での試験、評価、訓練を重ねて、その技術力を強化する必要があります。

そのため、県内企業が福島ロボットテストフィールドを使用して行う実証試験、性能評価試験、操縦訓練等に要する経費の一部について、予算の範囲内で補助します。

3 事業内容

実証試験、性能評価試験、操縦訓練等のため福島ロボットテストフィールドを使用した県内中小企業に対し、当該企業が負担した使用料の一部を補助します。

4 補助の条件

(1) 補助対象事業

ア 補助事業者・補助対象事業

補助事業者	補助対象事業
県内中小企業（※）	福島ロボットテストフィールドを使用して行うロボットの实証試験、性能評価試験、操縦訓練等

※福島県内に本社、試験・評価センター、研究開発拠点、生産拠点が所在する中小企業（中小企業の定義は下記）

業種	定義（従業員規模・資本金規模）
小売業	50人以下 又は 5,000万円以下
サービス業	100人以下 又は 5,000万円以下
卸売業	100人以下 又は 1億円以下
製造業、その他業種	300人以下 又は 3億円以下

上記に関わらず、次の(ア)～(エ)に該当する中小企業は対象外となります。

- (ア) 発行済み株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有していること
- (イ) 発行済み株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を複数の大企業が所有していること
- (ウ) 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めていること
- (エ) 福島県税の未納があること

イ 補助対象事業の期間

令和6年2月28日（水）まで

※上記期間内に福島ロボットテストフィールドを使用して行う事業を対象とします。

(2) 補助対象経費

経費区分	内容
福島ロボットテストフィールド使用料負担額	福島ロボットテストフィールドの施設及び附帯施設（以下：施設等）のうち、研究棟（同附属設備を含む）を除く施設等（施設等の附属設備を含む）の使用料負担額（県の補助金の対象経費として計上している場合を除く。）

(3) 補助対象経費控除額、補助率及び補助限度額

補助対象経費控除額	補助率	補助限度額
申請当たり3万円	1/2以内	申請当たり30万円

(4) 補助額

補助対象経費から申請当たりの補助対象経費控除額（3万円）を控除した額に補助率（1/2）を乗じた額を補助します。ただし、同一補助事業者に対する補助額は、合計30万円までとします。

5 申請方法

(1) 提出書類

- ①福島県ロボット関連技術実証等支援補助金交付申請書（様式第1号）
 - ②登記事項証明書（全部事項証明書）
 - ③福島県税納税証明書（各地方振興局県税部が発行する県税に未納がないことを証明するもの）
 - ④暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書（様式A）
 - ⑤預金通帳の写し等、口座名義人や口座番号を確認できるもの
- ※①～④については原本が必要となります。
- ※②、③、⑤については当該年度の初回のみ提出が必要になります。

(2) 申請方法及び提出部数

郵送又は持参により提出してください。（提出部数：正副各1部）

(3) 申請時期

補助金の申請は、施設の使用申請と合わせて行ってください。

(4) 留意事項

- ①書類に不備がある場合は受理できません。不明点などは事前に相談してください。
- ②提出書類については返却しません。
- ③予算上限に達した場合は、募集期間内であっても申請を締め切る場合があります。

(5) 提出・問い合わせ先

公益財団法人 福島イノベーション・コースト構想推進機構
福島ロボットテストフィールド 事業部 施設管理課
〒975-0036 南相馬市原町区萱浜字新赤沼 8 3 番
電話：0244-25-2473 F A X：0244-25-2479
E-mail：robot5@fipo.or.jp

6 審査及び交付決定等

(1) 審査及び交付決定通知

補助の要件等について審査の上、適当と認めた場合は、交付決定を行い、県から補助事業者へ通知します。

(2) 留意事項

交付決定前の事前着手は、補助の対象となりません。補助対象事業の実施は交付決定後としてください。

7 補助金の支払い

7. 補助金の支払い

(1) 完了報告

補助対象事業の完了後、速やかに完了報告書（様式第3号）を機構に提出してください。

(2) 実績報告

補助対象事業の完了した日から、15日以内または令和5年2月28日のいずれか早い日までに実績報告書（様式第4号）を機構に提出してください。

なお、納めた使用料について返還を受けた場合は、返還額を除いた金額を実績額としてください。

(3) 補助金の額の確定

①実績報告の提出後は、報告書等の書類の審査等を行い、交付すべき補助の額を確定し、県から補助事業者へ通知します。

②補助金の支払いを受ける場合は、額の確定通知を受領後に、請求書（様式第5号）を機構に提出してください。

8 その他

(1) 交付決定の取消等

虚偽の申請や条例に違反した使用などが交付決定後に判明した場合、補助金の交付決定を取り消す場合があります。この場合において、既に補助金が支払われている場合は、加算金を付して返還を命じます。

(2) 情報発信への協力等

- ①実証試験等の成果について情報発信するとともに、広報等についても協力ください。
- ②補助事業の成果を活かしていくため、「ふくしまロボット産業推進協議会」に入会の上、産学官連携や情報発信への御協力をお願いします。